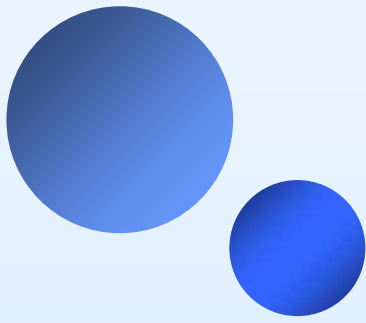


被災者支援に関する 各種制度の概要



内閣府



災害からの一日も早い復興を成し遂げるためには、まず被災者自らが生活再建への意欲を持ち、様々な人々との協働や支援制度の活用を図りながら、取り組んでいくことが大切です。

また、暮らしの場である地域の復興のために、地域の住民同士が助け合い、取り組んでいくことも大切です。

国では、被災者の生活再建への取り組みを支援するため、各種の支援制度を用意しております。

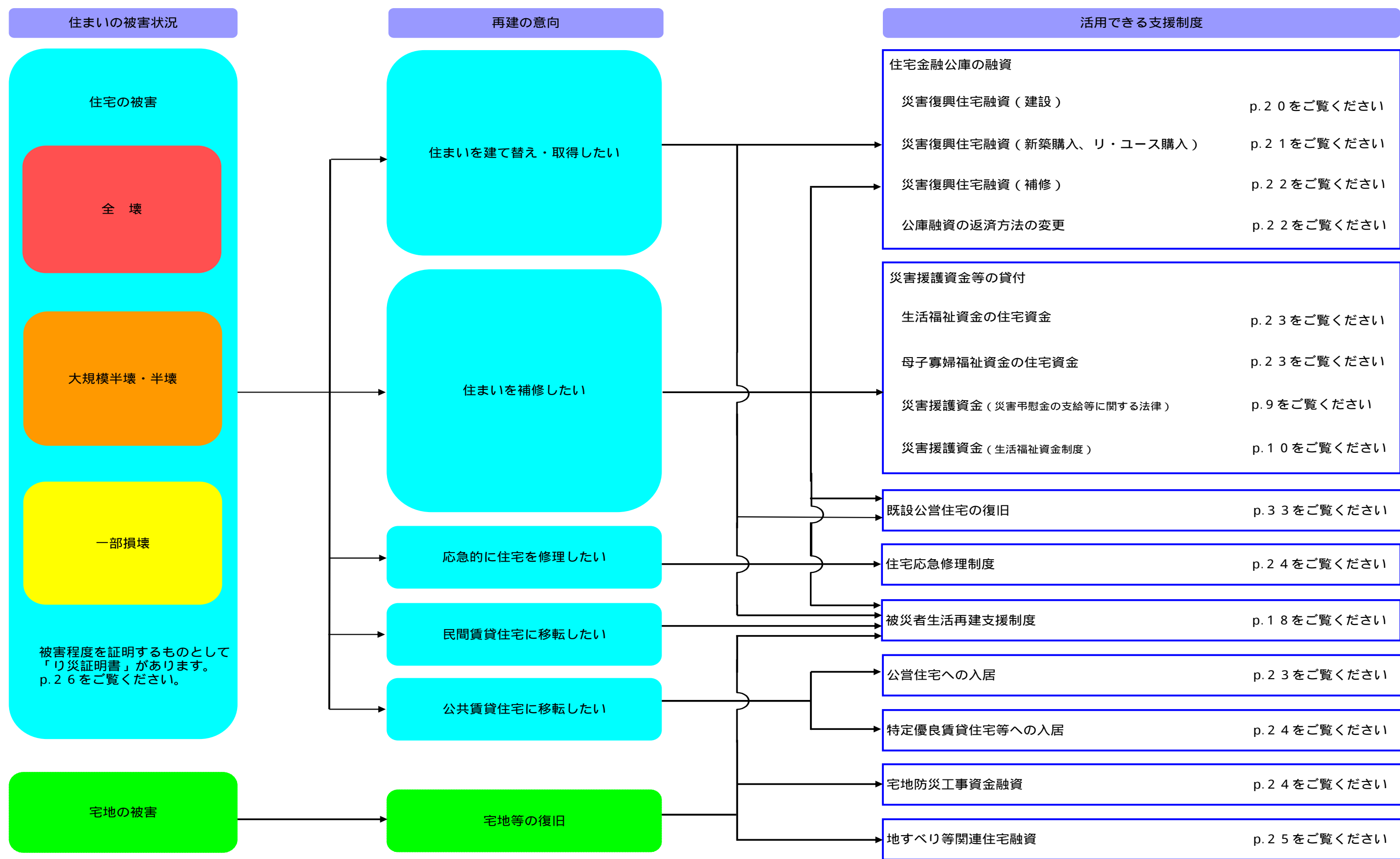
このパンフレットは、皆さまが各種の支援制度を最大限に活用しながら生活再建や地域の復興に向けて取り組むことができるよう、これら支援制度をわかりやすくまとめたものです。

あわせて、災害による被害を軽減し、速やかに復興を成し遂げるためには、日頃からの取り組みも大切です。「自分の身は自分で守り」「自分たちの地域は自分たちで守る」ために、日頃から防災対策に取り組んでいただければと思います。

経済・生活面の支援 ～被災後のくらしの状況から支援制度を探す～

被災後の経済・生活状況	活用できる支援制度	
世帯主が死亡し 経済基盤を失った	災害弔慰金	p. 8 をご覧ください
負傷や疾病による 障害が出た	災害障害見舞金	p. 8 をご覧ください
当面の生活資金や 生活再建の資金が必要	被災者生活再建支援制度	p. 1 8 をご覧ください
	災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）	p. 9 をご覧ください
	災害援護資金（生活福祉資金制度）	p. 1 0 をご覧ください
	生活福祉資金制度による各種貸付	p. 1 0 をご覧ください
	母子寡婦福祉貸付金	p. 1 1 をご覧ください
	厚生年金等担保貸付、労災年金担保貸付等	p. 1 1 をご覧ください
子どもの養育・就学を 支援してほしい	教科書の無償給与	p. 1 1 をご覧ください
	小・中学生の就学援助措置	p. 1 2 をご覧ください
	高等学校授業料減免措置	p. 1 2 をご覧ください
	奨学金制度の緊急採用	p. 1 2 をご覧ください
	児童扶養手当等の特別措置	p. 1 2 をご覧ください
税金や保険料等の 支払猶予等をしてほしい	地方税の特別措置	p. 1 3 をご覧ください
	国税の特別措置	p. 1 4 をご覧ください
	葬祭費の援助	p. 1 5 をご覧ください
	国民健康保険料、健康保険、介護保険等の減免・猶予等	p. 1 5 をご覧ください
	放送受信料の免除	p. 1 5 をご覧ください
	公共料金・使用料等の特別措置	p. 1 6 をご覧ください
	郵便貯金、簡易保険等の非常取扱い	p. 1 6 をご覧ください
自力で生活を 維持できない	生活保護	p. 1 6 をご覧ください
離職後の生活を 支援してほしい	未払賃金立替払制度	p. 1 7 をご覧ください
一時的な離職時の生活を 支援してほしい	雇用保険の失業等給付	p. 1 7 をご覧ください

住まいの確保・再建のための支援 ～住まいの被災状況と再建の意向から支援制度を探す～



この他、地方公共団体が自主性と創意工夫を生かして地域におけるじゅうたくに対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備や良好な居住環境の形成を推進することができるようにするための制度として「地域住宅交付金制度」があります。詳しくは、p. 37をご覧ください。

中小企業・自営業への支援 ～事業再建のための支援制度を探す～



安全な地域づくりへの支援 ～地域づくりのための支援制度を探す～



この他、地方公共団体が自主性と創意工夫を生かして地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備や良好な居住環境の形成を推進することができるようにするための制度として、「[地域住宅交付金制度](#)」があります。詳しくは、[p. 3 7 をご覧ください](#)。

経済・生活面の支援

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
支援の内容	● 災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ● 災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 ・ 生計維持者が死亡した場合：500万円を超えない範囲内で支給 ・ その他の者が死亡した場合：250万円を超えない範囲内で支給
活用できる方	● 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、外国人登録がある方）のご遺族です。 ● 支給の範囲・順位は、死亡した方の 配偶者、子、父母、孫、祖父母です。
お問い合わせ	市町村

制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
支援の内容	● 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ● 災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 ・ 生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円を超えない範囲内で支給 ・ その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円を超えない範囲内で支給
活用できる方	● 災害により以下のような重い障害を受けた方です。 - 両眼が失明した人 - 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 - 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 - 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 - 両上肢をひじ関節以上で失った人 - 両上肢の用を全廃した人 - 両下肢をひざ関節以上で失った人 - 両下肢の用を全廃した人 - 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人
お問い合わせ	市町村

制度の名称	災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）		
支援の種類	貸付		
支援の内容	●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。		
	貸付限度額	世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
		ア 当該負傷のみ	150万円
		イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
		ウ 住居の半壊	270万円
		エ 住居の全壊	350万円
		世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
		イ 住居の半壊	170万円
		ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円
エ 住居の全体の滅失又は流失		350万円	
貸付利率	年3％（据置期間中は無利子）		
据置期間	3年以内（特別の場合5年）		
償還期間	10年以内（据置期間を含む）		
活用できる方	●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 家財の1／3以上の損害 住居の半壊又は全壊・流出		
	●所得制限があります。		
	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	
	1人	220万円	
	2人	430万円	
	3人	620万円	
	4人	730万円	
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。		
お問い合わせ	市町村		

制度の名称	災害援護資金（生活福祉資金制度）	
支援の種類	融資	
支援の内容	● 災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費を貸し付けます。 ● 住宅の補修、家財の購入に活用できます。 ● 貸付限度額等は次のとおりです。	
	貸付限度額	150万円
	貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）
	据置期間	1年以内（災害の場合2年以内とすることができる）
	償還期間	7年以内
活用できる方	● 低所得世帯、生活保護世帯が対象です。 ● 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外になります。	
お問い合わせ	都道府県、市町村、社会福祉協議会	

制度の名称	生活福祉資金制度による各種貸付	
支援の種類	融資	
支援の内容	● 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けるものです。 ● 生活福祉資金には、災害援護資金や住宅資金のほか、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯に対する緊急小口資金の貸付があります。緊急小口資金の貸付限度額等は次のとおりです。	
	貸付限度額	5万円
	貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）
	据置期間	2か月以内
	償還期間	4か月以内
活用できる方	● このほか、生活福祉資金には、修学資金、更生資金、福祉資金、離職者支援資金、療養・介護等資金、長期生活支援資金などがあります。詳しくは都道府県、市町村、社会福祉協議会にご相談ください。	
	低所得世帯、生活保護世帯（一部の貸付金を除く）、障害者のいる世帯、要介護者のいる世帯	
お問い合わせ	都道府県、市町村、社会福祉協議会	

制度の名称	母子寡婦福祉貸付金
支援の種類	融資
支援の内容	●母子寡婦福祉資金とは、母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●災害により被災した母子家庭及び寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。 ●事業開始資金、事業継続資金については、2年以内の範囲で据置期間を延長できます。
活用できる方	●母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） 母子福祉団体（法人） 父母のいない児童（20歳以上） ●寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） 寡婦（かつて母子家庭の母であった者） 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者
お問い合わせ	市町村

制度の名称	厚生年金等担保貸付、労災年金担保貸付等						
支援の種類	融資						
支援の内容	●恩給・共済年金、厚生年金、労災年金等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>250万円以内（ただし、恩給・共済年金の場合は年額の3年分以内）</td></tr> <tr> <td>対象経費</td><td>住宅などの資金や事業資金</td></tr> <tr> <td>保証人等</td><td>年金証書を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要</td></tr> </table> 金利については国民生活金融公庫にご確認ください。	貸付限度額	250万円以内（ただし、恩給・共済年金の場合は年額の3年分以内）	対象経費	住宅などの資金や事業資金	保証人等	年金証書を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要
貸付限度額	250万円以内（ただし、恩給・共済年金の場合は年額の3年分以内）						
対象経費	住宅などの資金や事業資金						
保証人等	年金証書を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要						
活用できる方	●年金受給者の方が対象です。						
お問い合わせ	国民生活金融公庫						

制度の名称	教科書の無償給与
支援の種類	現物支給
支援の内容	●災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。
活用できる方	●住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒（盲学校、聾学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む）が対象です。
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	小・中学生の就学援助措置
支援の種類	給付
支援の内容	●災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助します。
活用できる方	●要保護世帯、準要保護世帯(市町村が要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認めた世帯)
お問い合わせ	都道府県、市町村、学校

制度の名称	高等学校授業料減免措置
支援の種類	減免・猶予
支援の内容	●災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除します。
活用できる方	●地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	都道府県、市町村、学校

制度の名称	奨学金制度の緊急採用
支援の種類	融資
支援の内容	●災害により家計が急変し緊急に奨学金の貸付が必要となった生徒・学生に対して、奨学金の貸出（無利子）を緊急に受付・採用します。
活用できる方	●高等学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の生徒・学生
お問い合わせ	高等学校又は専修学校（高等課程）の生徒・学生：各学校、都道府県 大学、短期大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程）の生徒・学生：各学校、日本学生支援機構

制度の名称	児童扶養手当等の特別措置
支援の種類	給付
支援の内容	●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。
活用できる方	●障害者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯
お問い合わせ	市町村

制度の名称	地方税の特別措置
支援の種類	減免、徴収の猶予等
支援の内容	● 地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けることができます。 ● 徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができます。 ● 期限の延長 災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限が延長されます。
活用できる方	● 災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。 ● 地方税の減免等の要件や手続きなどについては、自治体によって異なります。お住まいの都道府県、市町村にご相談、お問い合わせください。
お問い合わせ	都道府県、市町村(税務課など)

制度の名称	国税の特別措置
支援の種類	軽減、猶予、延長
支援の内容	● 所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、所得税法に定める雑損控除の方法、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。 ● 予定納税の減額 災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、税務署長に申請をすることにより、減額を受けることができます。 ● 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）することにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができます。 ● 納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。 ● 申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、個別指定による場合と地域指定による場合があります。 申請の期限など詳しいことについては、最寄りの税務相談室か税務署にお尋ねください。
活用できる方	● 雑損控除については、災害により住宅や家財に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。 ● 予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受けた方が対象です。 ● 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象です。 ● 納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象です。 ● 申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。
お問い合わせ	税務署

制度の名称	葬祭費の援助
支援の種類	現物支給
支援の内容	● 遺族で遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合、自治体が遺族に代わって埋葬を行います。
活用できる方	● 遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な遺族の方が対象です。また、死亡した者の遺族がいない場合も対象です。
お問い合わせ	市町村

制度の名称	国民健康保険料、健康保険、介護保険等の減免・猶予等	
支援の種類	減免、猶予	
支援の内容	● 国民健康保険料や医療費の一部負担金、健康保険料、介護保険料等について、特例措置が講じられます。	
	国民健康保険料の納期限の延長及び一部負担金の減免	国民健康保険の被保険者について、納期限の延長や医療費一部負担金の減免等の措置が講じられます。
	健康保険料等の納期限の延長及び一部負担金の減免	事業所の健康保険法、厚生年金保険法等に関する保険料等の納期限又は徴収期限が延長される場合があります。また、一部負担金の減免措置が講じられる場合があります。
	介護保険料の納期限の延長及び利用者負担額の減免	介護保険料の納期限の延長や利用者負担額の減免措置が講じられます。
活用できる方	● 保険者によって取扱が異なりますので、ご加入の医療保険制度保険者や市町村にご確認ください。	
お問い合わせ	市町村、健康保険組合、社会保険庁	

制度の名称	放送受信料の免除
支援の種類	減免
支援の内容	● 災害により被害を受けた受信契約者に対して、一定期間NHKの放送受信料が免除されます。 ● 免除にあたっては、NHKが調査を実施した上で、免除の対象者を確定します。
活用できる方	● 災害救助法が適用された区域内において、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた建物で受信契約している方 ● このほか、災害による被害が長期間にわたる場合などに免除が実施されることがあります。
お問い合わせ	日本放送協会

制度の名称	公共料金・使用料等の特別措置
支援の種類	減免
支援の内容	●災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがあります。 ●電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがあります。
活用できる方	●対象者については、都道府県、市町村、関係事業者が定めることとなります。
お問い合わせ	都道府県、市町村、関係事業者

制度の名称	郵便貯金、簡易保険等の非常取扱い
支援の種類	その他
支援の内容	●災害時において、緊急な需要を満たす必要があると認められたときには、被災地域に所在する郵便局において、次の非常取扱いを行うこととしています。 非常取扱いをするときは、郵便局の前に、その内容及び期間を掲示します。 ・家屋の倒壊や焼失等で通帳、証書、印章等をなくされた場合でも、ご本人と確認できれば郵便貯金の払戻しを実施します。 ・避難生活により、保険料の払込みが困難な方のために、保険料の払込みの猶予期間を延伸するほか、保険金、貸付金及び還付金の非常即時払等を実施します。
活用できる方	●郵便貯金利用者、簡易保険加入者の方が対象です。
お問い合わせ	日本郵政公社

制 度 の 名 称	生活保護		
支 援 の 種 類	給付		
支 援 の 内 容	●生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。 ●生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、扶養義務者による扶養、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。 ●生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。 ●扶助の基準は、厚生労働大臣が設定します。		
		東京都区部等	地方郡部等
	標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）	162,170円	125,680円
	高齢者単身世帯（68歳）	80,820円	62,640円
	高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	121,940円	94,500円
	母子世帯（30歳、9歳、3歳）	155,970円	120,870円
	（平成18年度生活扶助基準）		
活用できる方	●資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。		
お問い合わせ	都道府県、市町村		

制度の名称	未払賃金立替払制度
支援の種類	その他
支援の内容	●企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払います。 ●対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはなりません。 ●立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。
活用できる方	●次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。 (1) 使用者が、 1年以上事業活動を行っていたこと ア．法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合） この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。 イ．事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合） この場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行って下さい。 (2) 労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること
お問い合わせ	労働基準監督署、独立行政法人労働者健康福祉機構

制度の名称	雇用保険の失業等給付
支援の種類	給付
支援の内容	●離職の日以前1年の間に被保険者期間が6か月以上の失業者等を対象に、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を実施します。 ●災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。
活用できる方	●災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象です。
お問い合わせ	公共職業安定所

住まいの確保・再建のための支援

制 度 の 名 称	被災者生活再建支援制度（生活関連経費）																			
支 援 の 種 類	給付																			
支 援 の 内 容	● 災害により住宅が全壊等した世帯に対して、生活に必要な物品の購入費や引越費用等を支給します。 ■ 対象となる経費																			
	ア 生活に通常必要な物品の購入費又は修理費 イ 特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費 ウ 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった場合の医療費 エ 生活の移転に通常必要な移転費（引越費用） オ 住居を移転するための交通費 カ 住宅を貸借する場合の礼金など																			
	■ 支給限度額 <table><tr><th rowspan="2">世帯の年収</th><th rowspan="2">世帯主の年齢等の条件</th><th colspan="2">支給限度額</th></tr><tr><th>複数世帯</th><th>単数世帯</th></tr><tr><td>500万円以下</td><td>世帯主の年齢は問わない</td><td>100万円</td><td>75万円</td></tr><tr><td>500万円を超え 700万円以下</td><td>世帯主が45歳以上又は要援護世帯</td><td>50万円</td><td>37.5万円</td></tr><tr><td>700万円を超え 800万円以下</td><td>世帯主が60歳以上又は要援護世帯</td><td>50万円</td><td>37.5万円</td></tr></table>			世帯の年収	世帯主の年齢等の条件	支給限度額		複数世帯	単数世帯	500万円以下	世帯主の年齢は問わない	100万円	75万円	500万円を超え 700万円以下	世帯主が45歳以上又は要援護世帯	50万円	37.5万円	700万円を超え 800万円以下	世帯主が60歳以上又は要援護世帯	50万円
世帯の年収	世帯主の年齢等の条件	支給限度額																		
		複数世帯	単数世帯																	
500万円以下	世帯主の年齢は問わない	100万円	75万円																	
500万円を超え 700万円以下	世帯主が45歳以上又は要援護世帯	50万円	37.5万円																	
700万円を超え 800万円以下	世帯主が60歳以上又は要援護世帯	50万円	37.5万円																	
活用できる方	● 住宅が全壊等（ ）した世帯のうち、上の年収、年齢等の条件に該当する世帯が対象です。住宅が半壊し、やむを得ない事由により解体した場合や、噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった場合を含みます（長期避難世帯）。																			
お問い合わせ	都道府県、市町村																			

被災者生活再建支援制度（居住安定支援制度）は次頁以降に掲載

制度の名称	生活再建支援制度（居住安定支援制度）																																		
支援の種類	給付																																		
支援の内容	●災害により住宅が全壊又は大規模半壊等した世帯に対して、住宅の解体・撤去費、再建のためのローン利子の一部、家賃などの居住関係の経費を対象に支援金を支給します。 ■対象となる経費 被災世帯が居住する住宅の建て替えに係る解体・撤去及び整地に要する経費 （大規模半壊世帯は補修に係る除却・撤去及び整地に要する経費が対象になります） ただし、実際に要する費用の70%を超えない範囲になります。 被災世帯が居住する住宅の建設・購入に係る以下の借入金関係経費 （大規模半壊住宅は補修に係る借入金関係経費も対象になります） ・ローン利子（借入金の利子で借入利率のうち1%を超え3.5%以下の部分に該当する利率に相当する利子が対象です） ・ローン保証料 被災世帯が住宅を賃貸する場合における当該住宅の家賃等（月額2万円を超える部分を対象とし発災後2年以内に限りです） 被災世帯が居住する住宅の建て替え及び補修に係る以下の諸経費 ・建築確認・完了検査等申請手数料 ・表題登記、所有権保存登記、抵当権設定登記に係る費用 ・仲介手数料 ・水道加入分担金																																		
	■支給限度額 住宅が全壊等し、住宅を建設又は購入する場合は、200万円を上限に支給します。 <table><tr><th rowspan="2">世帯の年収</th><th rowspan="2">世帯主の年齢等の条件</th><th rowspan="2">住宅の形態</th><th colspan="2">支給限度額</th></tr><tr><th>複数世帯</th><th>単身世帯</th></tr><tr><td rowspan="2">500万円以下</td><td rowspan="2">世帯主の年齢は問わない</td><td>持家</td><td>200万円</td><td>150万円</td></tr><tr><td>借家</td><td>100万円</td><td>75万円</td></tr><tr><td rowspan="2">500万円を超え700万円以下</td><td rowspan="2">世帯主が45歳以上又は要援護世帯</td><td>持家</td><td>100万円</td><td>75万円</td></tr><tr><td>借家</td><td>50万円</td><td>37.5万円</td></tr><tr><td rowspan="2">700万円を超え800万円以下</td><td rowspan="2">世帯主が60歳以上又は要援護世帯</td><td>持家</td><td>100万円</td><td>75万円</td></tr><tr><td>借家</td><td>50万円</td><td>37.5万円</td></tr></table>				世帯の年収	世帯主の年齢等の条件	住宅の形態	支給限度額		複数世帯	単身世帯	500万円以下	世帯主の年齢は問わない	持家	200万円	150万円	借家	100万円	75万円	500万円を超え700万円以下	世帯主が45歳以上又は要援護世帯	持家	100万円	75万円	借家	50万円	37.5万円	700万円を超え800万円以下	世帯主が60歳以上又は要援護世帯	持家	100万円	75万円	借家	50万円	37.5万円
	世帯の年収	世帯主の年齢等の条件	住宅の形態	支給限度額																															
複数世帯				単身世帯																															
500万円以下	世帯主の年齢は問わない	持家	200万円	150万円																															
		借家	100万円	75万円																															
500万円を超え700万円以下	世帯主が45歳以上又は要援護世帯	持家	100万円	75万円																															
		借家	50万円	37.5万円																															
700万円を超え800万円以下	世帯主が60歳以上又は要援護世帯	持家	100万円	75万円																															
		借家	50万円	37.5万円																															
住宅が大規模半壊し、住宅を補修・建設又は購入する場合は、100万円を上限に支給します。 <table><tr><th rowspan="2">世帯の年収</th><th rowspan="2">世帯主の年齢等の条件</th><th rowspan="2">住宅の形態</th><th colspan="2">支給限度額</th></tr><tr><th>複数世帯</th><th>単身世帯</th></tr><tr><td rowspan="2">500万円以下</td><td rowspan="2">世帯主の年齢は問わない</td><td>持家</td><td>100万円</td><td>75万円</td></tr><tr><td>借家</td><td>100万円</td><td>75万円</td></tr><tr><td rowspan="2">500万円を超え700万円以下</td><td rowspan="2">世帯主が45歳以上又は要援護世帯</td><td>持家</td><td>50万円</td><td>37.5万円</td></tr><tr><td>借家</td><td>50万円</td><td>37.5万円</td></tr><tr><td rowspan="2">700万円を超え800万円以下</td><td rowspan="2">世帯主が60歳以上又は要援護世帯</td><td>持家</td><td>50万円</td><td>37.5万円</td></tr><tr><td>借家</td><td>50万円</td><td>37.5万円</td></tr></table>				世帯の年収	世帯主の年齢等の条件	住宅の形態	支給限度額		複数世帯	単身世帯	500万円以下	世帯主の年齢は問わない	持家	100万円	75万円	借家	100万円	75万円	500万円を超え700万円以下	世帯主が45歳以上又は要援護世帯	持家	50万円	37.5万円	借家	50万円	37.5万円	700万円を超え800万円以下	世帯主が60歳以上又は要援護世帯	持家	50万円	37.5万円	借家	50万円	37.5万円	
世帯の年収	世帯主の年齢等の条件	住宅の形態	支給限度額																																
			複数世帯	単身世帯																															
500万円以下	世帯主の年齢は問わない	持家	100万円	75万円																															
		借家	100万円	75万円																															
500万円を超え700万円以下	世帯主が45歳以上又は要援護世帯	持家	50万円	37.5万円																															
		借家	50万円	37.5万円																															
700万円を超え800万円以下	世帯主が60歳以上又は要援護世帯	持家	50万円	37.5万円																															
		借家	50万円	37.5万円																															

支援の内容	住宅が全壊等又は大規模半壊し、賃貸住宅（公営住宅を除く）に入居する場合は、50万円を上限に支給します。ただし、上記又はの支給限度額の内数になります。				
	世帯の年収	世帯主の年齢等の条件	住宅の形態	支給限度額	
				複数世帯	単数世帯
	500万円以下	世帯主の年齢は問わない	持家	50万円	37.5万円
			借家	50万円	37.5万円
活用できる方	500万円を超え700万円以下	世帯主が45歳以上又は要援護世帯	持家	25万円	18.75万円
			借家	25万円	18.75万円
	700万円を超え800万円以下	世帯主が60歳以上又は要援護世帯	持家	25万円	18.75万円
			借家	25万円	18.75万円
● 他都道府県へ移転する場合は、経費の算出にあたり、それぞれの経費に1/2を乗じた扱いになります。 ● 支援金の対象となる経費は、原則として災害発生後3年以内（家賃のみ2年以内）に支出される経費が対象です。					
● 住宅が全壊等（ ）又は大規模半壊した世帯で、上の年収、年齢等の条件に該当する世帯が対象です。 住宅が半壊し、やむを得ない事由により解体した場合や、噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった場合を含みます（長期避難世帯）。					
お問い合わせ	都道府県、市町村				

制度の名称	災害復興住宅融資（建設）		
支援の種類	融資		
支援の内容	● 住宅金融公庫が指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。 ● 融資が受けられるのは、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅です。 ● この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。		
	構造等	融資限度額	返済期間
	耐火住宅	1,460万円	35年
	準耐火住宅	1,460万円	35年
	木造住宅（耐久性）	1,460万円	35年
	木造住宅（一般）	1,400万円	25年
	特例加算	450万円	—
	土地取得費	970万円	—
	整地費	380万円	—
	金利については住宅金融公庫にご確認ください。		
活用できる方	● ご自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅に5割以上の被害を受けた旨の「災害復興住宅に関する認定書」の発行を受けた方が対象です。		
お問い合わせ	住宅金融公庫		

制度の名称	災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）																																																										
支援の種類	融資																																																										
支援の内容	●住宅金融公庫が指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合に受けられる融資です。 ●融資が受けられるのは、1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合40㎡）以上175㎡以下の住宅（リ・ユースプラス住宅は70㎡以上、リ・ユースプラスマンションは50㎡以上の住宅）で、一戸建ての場合は敷地面積が100㎡以上であることが必要です。また、リ・ユース購入においては、建築年数が原則25年以内（耐火・高性能準耐火）又は20年以内（木造・準耐火）の住宅であることが必要となります。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 ■新築住宅の購入 <table border="1"> <thead> <tr> <th>構造等</th><th>融資限度額</th><th>返済期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火住宅</td><td>1,460万円</td><td>35年</td></tr> <tr> <td>準耐火住宅</td><td>1,460万円</td><td>35年</td></tr> <tr> <td>木造住宅（耐久性）</td><td>1,460万円</td><td>35年</td></tr> <tr> <td>木造住宅（一般）</td><td>1,400万円</td><td>25年</td></tr> <tr> <td>特例加算</td><td>450万円</td><td>—</td></tr> <tr> <td>土地取得費</td><td>970万円</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> ■中古住宅の購入 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">構造等</th><th colspan="2">融資限度額</th></tr> <tr> <th>リ・ユース</th><th>リ・ユースプラス</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火住宅</td><td>1,160万円</td><td>1,460万円</td></tr> <tr> <td>準耐火住宅</td><td>1,160万円</td><td>1,460万円</td></tr> <tr> <td>木造住宅（耐久性）</td><td>1,160万円</td><td>1,460万円</td></tr> <tr> <td>木造住宅（一般）</td><td>950万円</td><td>1,400万円</td></tr> <tr> <td>特例加算（一般分）</td><td>450万円</td><td>450万円</td></tr> <tr> <td>土地取得費</td><td>970万円</td><td>970万円</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建て方</th><th>種別</th><th>返済期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一戸建て等</td><td>リ・ユース住宅</td><td>20年、25年</td></tr> <tr> <td>リ・ユースプラス住宅</td><td>25年、30年</td></tr> <tr> <td rowspan="2">マンション</td><td>リ・ユースマンション</td><td>25年</td></tr> <tr> <td>リ・ユースプラスマンション</td><td>35年</td></tr> </tbody> </table> 返済期間は、建築年次等によって異なりますので住宅金融公庫にご確認ください。 金利については住宅金融公庫にご確認ください。		構造等	融資限度額	返済期間	耐火住宅	1,460万円	35年	準耐火住宅	1,460万円	35年	木造住宅（耐久性）	1,460万円	35年	木造住宅（一般）	1,400万円	25年	特例加算	450万円	—	土地取得費	970万円	—	構造等	融資限度額		リ・ユース	リ・ユースプラス	耐火住宅	1,160万円	1,460万円	準耐火住宅	1,160万円	1,460万円	木造住宅（耐久性）	1,160万円	1,460万円	木造住宅（一般）	950万円	1,400万円	特例加算（一般分）	450万円	450万円	土地取得費	970万円	970万円	建て方	種別	返済期間	一戸建て等	リ・ユース住宅	20年、25年	リ・ユースプラス住宅	25年、30年	マンション	リ・ユースマンション	25年	リ・ユースプラスマンション	35年
構造等	融資限度額	返済期間																																																									
耐火住宅	1,460万円	35年																																																									
準耐火住宅	1,460万円	35年																																																									
木造住宅（耐久性）	1,460万円	35年																																																									
木造住宅（一般）	1,400万円	25年																																																									
特例加算	450万円	—																																																									
土地取得費	970万円	—																																																									
構造等	融資限度額																																																										
	リ・ユース	リ・ユースプラス																																																									
耐火住宅	1,160万円	1,460万円																																																									
準耐火住宅	1,160万円	1,460万円																																																									
木造住宅（耐久性）	1,160万円	1,460万円																																																									
木造住宅（一般）	950万円	1,400万円																																																									
特例加算（一般分）	450万円	450万円																																																									
土地取得費	970万円	970万円																																																									
建て方	種別	返済期間																																																									
一戸建て等	リ・ユース住宅	20年、25年																																																									
	リ・ユースプラス住宅	25年、30年																																																									
マンション	リ・ユースマンション	25年																																																									
	リ・ユースプラスマンション	35年																																																									
活用できる方	●ご自分が居住するために住宅を購入される方であって、住宅に5割以上の被害を受けた旨の「災害復興住宅に関する認定書」の発行を受けた方が対象です。																																																										
お問い合わせ	住宅金融公庫																																																										

制度の名称	災害復興住宅融資（補修）																			
支援の種類	融資																			
支援の内容	●住宅金融公庫が指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。 ●この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます（ただし、返済期間は延長できません）。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>構造等</th><th>融資限度額</th><th>返済期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火住宅</td><td>640万円</td><td>20年</td></tr> <tr> <td>準耐火住宅</td><td>640万円</td><td>20年</td></tr> <tr> <td>木造住宅</td><td>590万円</td><td>20年</td></tr> <tr> <td>整地費</td><td>380万円</td><td>—</td></tr> <tr> <td>引方移転費用</td><td>380万円</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> 金利については住宅金融公庫にご確認ください。		構造等	融資限度額	返済期間	耐火住宅	640万円	20年	準耐火住宅	640万円	20年	木造住宅	590万円	20年	整地費	380万円	—	引方移転費用	380万円	—
構造等	融資限度額	返済期間																		
耐火住宅	640万円	20年																		
準耐火住宅	640万円	20年																		
木造住宅	590万円	20年																		
整地費	380万円	—																		
引方移転費用	380万円	—																		
活用できる方	●ご自分が居住するために住宅を補修される方で、住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。																			
お問い合わせ	住宅金融公庫																			

制度の名称	公庫融資の返済方法の変更	
支援の種類	その他	
支援の内容	●住宅金融公庫融資の返済中の被災者に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。 ●支援の内容の概要は次のとおりです。 返済金の払込みの据置：1～3年間 据置期間中の金利の引き下げ：0.5～1.5%減 返済期間の延長：1～3年 ●支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融公庫にご相談ください。	
活用できる方	●以下のいずれかに該当する事業者が対象です。 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方 融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方	
お問い合わせ	住宅金融公庫	

制度の名称	生活福祉資金の住宅資金		
支援の種類	融資		
支援の内容	●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。		
	貸付限度額	250万円以内	
	貸付利率	年3%	
	据置期間	6か月	
	償還期間	7年	
活用できる方	●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯が対象です。 ●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外になります。		
お問い合わせ	都道府県、市町村、社会福祉協議会		

制度の名称	母子寡婦福祉資金の住宅資金		
支援の種類	融資		
支援の内容	●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。		
	貸付限度額	200万円以内	
	貸付利率	年3%	
	据置期間	6か月	
	償還期間	7年	
活用できる方	●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯が対象です。		
お問い合わせ	都道府県、市町村、社会福祉協議会		

制度の名称	公営住宅への入居		
支援の種類	現物支給		
支援の内容	●低所得の被災者の方は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができます。 ●公営住宅の家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがあります。		
活用できる方	●以下の要件を満たす方が対象です。 住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方 同居親族要件：現に同居し、又は同居しようとする親族がある方 入居収入基準：26万8千円以下（災害発生日から3年を経過した後は20万円） ●被災市街地復興推進地域に指定された地域では、同居親族要件、入居収入基準はありません。 公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地方公共団体（都道府県、市町村）で別に定める場合があります。		
お問い合わせ	都道府県、市町村		

制度の名称	特定優良賃貸住宅等への入居
支援の種類	現物支給
支援の内容	● 中堅所得の被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができます。
活用できる方	● 以下の要件を満たす方が対象です。 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるもの（60万1千円以下で当該都道府県知事が定める額以下の所得のある者（20万円に満たない所得のある者）にあっては、所得の上昇が見込まれる者）に限ります。）
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	住宅応急修理制度
支援の種類	現物支給
支援の内容	● 災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。 ● 応急修理は、市町村が業者に委託して実施します。 ● 修理限度額は1世帯あたり50万円です。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。
活用できる方	● 以下の要件を満たす方が対象です。 災害により住宅が半壊又は半焼した方 応急仮設住宅等に入居していない方 自ら修理する資力のない世帯。 世帯年収や世帯人員などの条件については、お住まいの市町村にご相談ください。
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	宅地防災工事資金融資				
支援の種類	融資				
支援の内容	● 災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出されます。 ● 改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含みます。）の工事のための費用を融資します。 <table border="1"> <tr> <td>融 資 限 度 額</td><td>1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額</td></tr> <tr> <td>償 還 期 間</td><td>15年以内</td></tr> </table> 金利については住宅金融公庫にご確認ください。	融 資 限 度 額	1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額	償 還 期 間	15年以内
融 資 限 度 額	1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額				
償 還 期 間	15年以内				
活用できる方	● 宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方が対象です。				
お問い合わせ	住宅金融公庫				

制度の名称	地すべり等関連住宅融資																			
支援の種類	融資																			
支援の内容	●地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資します。 ●融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがあります。																			
	地すべり 関連住宅	地すべり等防止法の規定により都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋 又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋をいいます。																		
	土砂災害 関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に 代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋をいいます。																		
	<table><tr><th rowspan="2">構造等</th><th colspan="2">融資限度額</th><th rowspan="2">返済期間</th></tr><tr><th>移転資金又は 建設資金</th><th>土地取得資金</th></tr><tr><td>耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅（耐久性）</td><td>1,460万円</td><td rowspan="2">970万円</td><td>35年</td></tr><tr><td>木造住宅（一般）</td><td>1,400万円</td><td>25年</td></tr><tr><td>特例加算</td><td colspan="2">450万円</td><td>—</td></tr></table>			構造等	融資限度額		返済期間	移転資金又は 建設資金	土地取得資金	耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅（耐久性）	1,460万円	970万円	35年	木造住宅（一般）	1,400万円	25年	特例加算	450万円		—
	構造等	融資限度額			返済期間															
移転資金又は 建設資金		土地取得資金																		
耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅（耐久性）	1,460万円	970万円	35年																	
木造住宅（一般）	1,400万円		25年																	
特例加算	450万円		—																	
	金利については住宅金融公庫にご確認ください。																			
活用できる方	●関連事業計画又は勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象です。																			
お問い合わせ	住宅金融公庫																			

(参考) り災証明書

り災証明書は、地方自治法第2条に定める自治事務として、市町村が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって必要とされる家屋の被害程度について証明するものです。

り災証明書により証明される被害程度としては、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水、全焼、半焼等があり、「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)等に基づき被害程度の認定が行われます。

■被害認定基準

住家全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
住家大規模半壊	「住家半壊」の基準のうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

詳細については、市町村にお問い合わせください。

中小企業・自営業への支援

制度の名称	天災融資制度																																														
支援の種類	融資																																														
支援の内容	- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図ります。 - 天災融資制度の内容は次のとおりです。																																														
	【天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法】																																														
	<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">融資限度額</th><th colspan="2">又は のうちどちらか低い金額</th></tr><tr><th>損失額の%</th><th>万円</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th></th><th>個人</th><th>法人</th></tr><tr><td rowspan="2">農業者</td><td>果樹栽培者・家畜等飼養者</td><td>55</td><td>500</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般農業者</td><td>45</td><td>200</td><td>2,000</td></tr><tr><td colspan="2">林業者</td><td>45</td><td>200</td><td>2,000</td></tr><tr><td rowspan="4">漁業</td><td>漁具購入資金</td><td>80</td><td>5,000</td><td>5,000</td></tr><tr><td>漁船建造・取得資金</td><td>80</td><td>500</td><td>2,500</td></tr><tr><td>水産動植物養殖資金</td><td>50</td><td>500</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般漁業者</td><td>50</td><td>200</td><td>2,000</td></tr></table>				区分		融資限度額	又は のうちどちらか低い金額		損失額の%	万円				個人	法人	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	2,500	一般農業者	45	200	2,000	林業者		45	200	2,000	漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000	漁船建造・取得資金	80	500	2,500	水産動植物養殖資金	50	500	2,500	一般漁業者	50	200	2,000
	区分		融資限度額	又は のうちどちらか低い金額																																											
				損失額の%	万円																																										
				個人	法人																																										
	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	2,500																																										
		一般農業者	45	200	2,000																																										
	林業者		45	200	2,000																																										
	漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000																																										
漁船建造・取得資金		80	500	2,500																																											
水産動植物養殖資金		50	500	2,500																																											
一般漁業者		50	200	2,000																																											
被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和されます。																																															
【激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律】																																															
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">融資限度額</th><th colspan="2">又は のうちどちらか低い金額</th></tr><tr><th>損失額の%</th><th>万円</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th></th><th>個人</th><th>法人</th></tr><tr><td rowspan="2">農業者</td><td>果樹栽培者・家畜等飼養者</td><td>80</td><td>600</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般農業者</td><td>60</td><td>250</td><td>2,000</td></tr><tr><td colspan="2">林業者</td><td>60</td><td>250</td><td>2,000</td></tr><tr><td rowspan="4">漁業</td><td>漁具購入資金</td><td>80</td><td>5,000</td><td>5,000</td></tr><tr><td>漁船建造・取得資金</td><td>80</td><td>600</td><td>2,500</td></tr><tr><td>水産動植物養殖資金</td><td>60</td><td>600</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般漁業者</td><td>60</td><td>250</td><td>2,500</td></tr></table>				区分		融資限度額	又は のうちどちらか低い金額		損失額の%	万円				個人	法人	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	80	600	2,500	一般農業者	60	250	2,000	林業者		60	250	2,000	漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000	漁船建造・取得資金	80	600	2,500	水産動植物養殖資金	60	600	2,500	一般漁業者	60	250	2,500	
区分		融資限度額	又は のうちどちらか低い金額																																												
			損失額の%	万円																																											
			個人	法人																																											
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	80	600	2,500																																											
	一般農業者	60	250	2,000																																											
林業者		60	250	2,000																																											
漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000																																											
	漁船建造・取得資金	80	600	2,500																																											
	水産動植物養殖資金	60	600	2,500																																											
	一般漁業者	60	250	2,500																																											
貸付利率、償還期限は次のとおりです。																																															
<table><tr><th>資格者</th><th>貸付利率</th><th>償還期限</th></tr><tr><td>(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者</td><td>6.5%以内</td><td>3年、4年、5年以内</td></tr><tr><td>(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者</td><td>5.5%以内</td><td>5年、6年以内</td></tr><tr><td>(イ) 特別被害農林漁業者</td><td>3.0%以内</td><td>6年以内</td></tr></table>				資格者	貸付利率	償還期限	(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内	(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内	(イ) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内																																
資格者	貸付利率	償還期限																																													
(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内																																													
(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内																																													
(イ) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内																																													

活用できる方	次の基準に該当すると市町村長の認定を受けた方が対象です。	
	(ア) 被害農林漁業者	(イ) 特別被害農林漁業者
	1 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上でかつ 損失額が平均農業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上
	2 樹体の損失額が30%以上	
	1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の 10%以上	左のうち損失額が50%以上
	2 林業施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が70%以上
	1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の 10%以上	左のうち損失額が50%以上
	2 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が70%以上
お問い合わせ	市町村	

制度の名称	農林漁業金融公庫による資金貸付
支援の種類	融資
支援の内容	- 農林漁業金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行っています。 - 主な農業融資 農業経営維持安定資金：災害等により必要となる経営再建・収入減補てんのための資金を融資します。 農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資します。 - 主な林業融資 林業経営安定資金：樹苗等に係る災害により必要となる経営再建・収入減補てんのための資金を融資します。 林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金を融資します。 - 主な漁業融資 沿岸漁業経営安定資金：経営再建・収入減補てんのための資金を融資します。 漁業基盤整備資金・漁船資金：漁港、漁場施設や漁船の復旧等の資金を融資します。 - 農林漁業共通 農林漁業施設資金：災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資します。 - 上記のほかにも農林漁業者に対する資金貸付がございます。各種貸付事業の詳細については、農林漁業金融公庫にご確認ください。
活用できる方	● 農林漁業者、組合
お問い合わせ	農林漁業金融公庫

制度の名称	災害復旧資金貸付												
支援の種類	融資												
支援の内容	● 災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融資します。 ● 災害復旧資金貸付は、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫において、受付を行います。 ● 国民生活金融公庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>直接的な被害を受けた中小企業者（「被害証明書」、「特別被害証明書」又は「り災証明書」が必要）：6,000万円以内 取引先等が被災したため売上が減少する等間接的な被害を受けた中小企業者：被害証明書等を持っている者：6,000万円以内 被害証明書等を持っていない者：3,000万円以内</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>10年以内（うち2年以内の据置可能）</td></tr> </table> ● 中小企業金融公庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>1億5千万円以内</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>10年以内（うち2年以内の据置可能）</td></tr> </table> ● 商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>必要に応じ一般貸付枠を超える額</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>設備資金20年以内（うち3年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち3年以内の据置可能）</td></tr> </table> ● 国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なりますので、詳しくは各公庫にご確認ください。	貸付限度額	直接的な被害を受けた中小企業者（「被害証明書」、「特別被害証明書」又は「り災証明書」が必要）：6,000万円以内 取引先等が被災したため売上が減少する等間接的な被害を受けた中小企業者：被害証明書等を持っている者：6,000万円以内 被害証明書等を持っていない者：3,000万円以内	償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）	貸付限度額	1億5千万円以内	償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）	貸付限度額	必要に応じ一般貸付枠を超える額	償還期間	設備資金20年以内（うち3年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち3年以内の据置可能）
貸付限度額	直接的な被害を受けた中小企業者（「被害証明書」、「特別被害証明書」又は「り災証明書」が必要）：6,000万円以内 取引先等が被災したため売上が減少する等間接的な被害を受けた中小企業者：被害証明書等を持っている者：6,000万円以内 被害証明書等を持っていない者：3,000万円以内												
償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）												
貸付限度額	1億5千万円以内												
償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）												
貸付限度額	必要に応じ一般貸付枠を超える額												
償還期間	設備資金20年以内（うち3年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち3年以内の据置可能）												
活用できる方	● 中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等												
お問い合わせ	国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫												

制度の名称	災害復旧高度化資金						
支援の種類	融資						
支援の内容	● 大規模な災害により、既往の高度化資金の貸付を受けた事業用資産が被災した場合、被害を受けた施設の復旧を図る場合又は施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合に、都道府県又は中小企業基盤整備機構が高度化資金を貸し付けます。 ● 支援の内容は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付割合</td><td>90%以内</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>20年以内（うち3年以内の据置可能）</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>無利子</td></tr> </table> ● 資本金や業種等の条件がありますので、詳しくは都道府県にご確認ください。	貸付割合	90%以内	償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）	貸付利率	無利子
貸付割合	90%以内						
償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）						
貸付利率	無利子						
活用できる方	● 中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等であって、以下のいずれかに該当する場合は対象です。 既存の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設が被災した場合 施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合						
お問い合わせ	都道府県、中小企業基盤整備機構						

制度の名称	小規模企業設備資金	
支援の種類	融資	
支援の内容	●小規模企業者に対して、経営基盤の強化や創業のために新たな設備の導入に対して無利子資金の貸付を行います。	
	■設備資金貸付事業	
	限度額	4,000万円（所要資金の1 / 2 以内）
	貸付利率	無利子
	償還期間	7年以内（公害防止等施設は12年以内） 据置期間1年以内の年賦、半年賦又は月賦均等償還
	担保・保証人	連帯保証人又は物的担保が必要です
	■設備貸与事業	
	貸与設備価額	6,000万円（創業後1年未満の創業者は3,000万円）
	賦払割賦リース料	割賦事業：割賦損料3%以下、保証金10%以下 リース事業：リース料率年5.3%程度（税金・保険料込み）
	賦払リース期間	割賦事業：7年以内（公害防止等施設は12年以内） リース事業：原則3年以上7年以内の範囲で貸与設備の耐用年数により定める
	担保・保証人	原則として保証人が必要。物的担保が必要になる場合もある
活用できる方	●以下のいずれかに該当する方が対象です。 小規模企業者：従業員数が20人以下（商業・サービス業は5人以下） 従業員数50人以下の会社・個人：借入残高3億円以下、直近3事業年度の経営利益平均額3,500万円以下、大企業からの出資等割合が1 / 3 以下 創業者：1月（会社設立の場合は2月）以内に操業する具体的計画を持つ者又は創業後5年以内の者	
お問い合わせ	都道府県	

制度の名称	中小企業体質強化資金
支援の種類	融資
支援の内容	● 中小企業の体質強化を図るための各種融資制度があります。 ○ 中心市街地活性化対策融資 ・ 中小小売業者が中心市街地の活性化を図るための資金 ・ 物流の効率化を図るための資金 ○ 下請中小企業対策融資 親企業の事業活動変更に対し、下請中小企業者が経営の合理化等を図るための資金 ○ 地域産業対策融資 ・ 地域的要因等による売上減少等に対し経営の安定を図るための資金 ・ 新事業創出促進法等による経営の合理化等を図るための資金 ○ 組合共同事業対策融資 ・ 事業協同組合等が共同事業を行うための資金 ○ 地域中小企業新産業育成融資 ・ 地域の実情に応じた新事業を開拓するための資金 ・ 中小商業・サービス業者が地域の消費生活の文化的水準の向上等を図るための資金 ○ 地域中小企業特別融資 ・ 経済が疲弊している地域で経済の構造変化への適応等を図るための資金 ・ 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づく高度化等計画・進出計画等の承認を受けた中小企業社及びその関連中小企業者が必要とする資金 ● 各融資の詳細については、都道府県にご確認ください。
活用できる方	● 中小企業者、組合
お問い合わせ	都道府県

制度の名称	経営安定関連保証
支援の種類	融資（保証）
支援の内容	● 取引先等関連企業の倒産や災害などの理由により影響を受けた中小企業者に対して、経営の安定を図るために必要な資金について保証を行います。
活用できる方	● 中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第8号により主たる事業所の所在地を管轄する市町村長から、「特定中小企業者」であることの認定を受けた方が対象です。
お問い合わせ	信用保証協会

制度の名称	災害関係特例保証
支援の種類	融資（保証）
支援の内容	● 災害により被災した中小企業者に対して、災害復旧に必要な資金について保証を行います。
活用できる方	● 被災地域に事業所を有し、災害を受けた中小企業者(個人、会社、医療法人、組合)
お問い合わせ	信用保証協会

制度の名称	雇用調整助成金
支援の種類	給付
支援の内容	● 災害により急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対して助成するものです。 ● 支援の内容は以下のとおりです。 休業の場合、休業手当相当額の 1 / 2 補助（中小企業の場合 2 / 3） 出向の場合、出向元で負担した賃金の 1 / 2（中小企業の場合 2 / 3） 支給限度日数は 1 年間で 100 日まで 大型倒産等事業主の下請事業主の場合、休業手当相当額の 1 / 2 補助（中小企業の場合 2 / 3） 支給限度日数は 2 年間で 200 日まで
活用できる方	● 以下のいずれかに該当する方が対象です。 - 急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（最近 6 か月の対前年同期比で生産量 10 % 減、雇用量不増） - 大型倒産等事業主の下請事業主・取引先事業主等（最近 3 か月の対前年同期比で生産量減少、雇用量不増）
お問い合わせ	公共職業安定所

制度の名称	職場適応訓練費の支給
支援の種類	給付
支援の内容	● 職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給します。また、訓練生に対して雇用保険の失業等給付を支給します。 ・ 事業者は、訓練費として職場適応訓練生 1 人につき 24,000 円 / 月（重度の障害者 25,000 円 / 月）が支給されます。短期の職場適応訓練については、960 円 / 日（重度の障害者 1,000 円 / 日）です。 ● 訓練期間は、6 か月（中小企業及び重度の障害者に係る訓練等 1 年）以内です。短期の職場適応訓練については、2 週間（重度の障害者に係る訓練 4 週間）以内です。
活用できる方	● 職場適応訓練は、雇用保険の受給資格者等であって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行います。 - イ 職場適応訓練を行う設備的余裕があること - ロ 指導員としての適当な従業員がいること - ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること - ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること - ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること
お問い合わせ	公共職業安定所

安全な地域づくりへの支援

制度の名称	災害公営住宅の整備
制度の内容	● 災害により住宅を失った低額所得者に賃貸するため公営住宅を建設等するための制度です。 ● 災害公営住宅の整備については、緊急かつ機動的な対応が求められることから、地域住宅計画の位置付けを必要とせず、補助率の嵩上げ等の対象となります。
実施主体	● 地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	既設公営住宅の復旧
制度の内容	● 災害によって既設公営住宅が被害を受けた場合に復旧するための制度です。 公営住宅が滅失した場合の再建 公営住宅等が損傷した場合の補修 公営住宅等を建設するための宅地の復旧 ● 既設公営住宅の復旧については、緊急かつ機動的に対応が求められることから、地域住宅計画の位置付けを必要とせず、補助率の嵩上げ等の対象となります。
実施主体	● 地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	市街地再開発事業
制度の内容	● 市街地再開発事業は、中心市街地の木造家屋が密集して防災上危険な地区や、駅前広場等の公共施設の整備の遅れている地区を再整備する事業です。 ● 敷地を共同化し、高度利用することによって、多くの床や公共施設用地を生み出します。従前権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられます。高度利用によって新たに生み出された床の処分金収入は事業費にあてられます。 ● 基本計画や調査設計、土地整備、共同施設整備、再開発住宅建設などが補助対象となっており、補助率は1 / 2 又は1 / 3 です。
実施主体	● 個人施行者、市街地再開発組合、地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	土地区画整理事業
制度の内容	●道路、公園、河川等の 公共施設を整備し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図ることにより、健全な市街の形成と良好な宅地の供給に資する事業です。 ●用地買収方式によらず、換地手法による事業手法です。 ●調査設計費や公共施設工事費、移転移設補償費、地区外関連工事費などが補助対象となっており、補助率は1 / 2です。
実施主体	●個人施行者、土地区画整理組合、地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	街なみ環境整備事業
制度の内容	●生活道路や公園・広場等の地区施設が未整備であったり、街並みが良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅や地区施設等の整備改善を行う事業です。 ●地区内の権利者等で構成される協議会組織による良好な街なみ形成のための活動や、街なみ環境整備方針及び街なみ環境整備事業計画の策定、生活道路や小公園などの地区施設整備のほか、地区住民の行う門・塀等の移設や住宅等の修景なども補助対象となっており、補助率は1 / 2（土地所有者による事業は1 / 3）です。
実施主体	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	住宅市街地基盤整備事業
制度の内容	●住宅及び宅地の供給を促進することが必要な地域における住宅建設事業及び宅地開発事業の推進を図るため、住宅宅地事業に係る関連公共施設等の整備を総合的に行う事業です。 ●道路、都市公園、下水道、河川、砂防設備等の公共施設整備のほか、多目的広場、公開空地、電線類の地下埋設等の居住環境基盤施設整備等が補助対象となっています。
実施主体	●地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	住宅市街地総合整備事業
制度の内容	●既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善など都市再生の推進に必要な課題に、より機動的に対応するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う事業です。 ●整備計画策定、住宅整備、公共施設の整備などが補助対象となっています。
実施主体	●地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	住宅地区改良事業
制度の内容	●不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進する事業です。 ●不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の設備、改良住宅（賃貸）建設、改良住宅（賃貸）用地取得造成、一時収容施設設置費、改良住宅（分譲）の共同施設整備などが補助対象となっています。
実施主体	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	小規模住宅地区等改良事業
制度の内容	●不良住宅が集合すること等により住環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止のために、住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を実施する事業です。 ●不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の設備、小規模改良住宅の建設などが補助対象となっています。
実施主体	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	優良建築物等整備事業
制度の内容	●市街地の改善整備、良好な市街地住宅の供給等の促進を図るための事業です。 ●一定割合以上の空地確保や、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優れた建築物等の整備に対して、共同通行部分や空地等の整備などが補助対象となっています。 ●この事業には、「優良再開発型」「市街地住宅供給型」「既存ストック活用型」「アスベスト改修型」の4つのタイプがあります。 ●マンション再建に活用できます。
対象地域	●地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	防災集団移転促進事業
制度の内容	●災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する事業です。 ●住宅団地の用地取得造成、移転者の住宅建設・土地購入（ローン利子相当額）住宅団地の公共施設の整備、移転促進区域内の農地等の買い取り、移転者の住居の移転費用などが補助対象となっております。 ●住宅団地について、10戸以上（移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数）の規模であることが必要です。
実施主体	●市町村（特別な場合は都道府県）
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	がけ地近接等危険住宅移転事業
制度の内容	がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の移転を行う方に対して、住宅の除却費や新築する住宅の建設費、土地の取得等に要する経費の一部を補助する事業です。補助率は1 / 2です。
実施主体	市町村（原則として）
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業
制度の内容	市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、又は記載されることが確実であるがけ地のうち、激甚災害に伴い崩壊等が発生し、放置すると人家2戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所においてがけ崩れ防止工事を実施する事業です。補助率は1 / 2です。
実施主体	市町村
お問い合わせ	都道府県、市町村

（参考）地域住宅交付金制度

地方公共団体が自主性と創意工夫を生かして地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備や良好な居住環境の形成を推進することができるようするため、国では平成17年度に「地域住宅交付金制度」を創設しました。地域住宅交付金制度では、これまでの制度とは異なり、

- 1．これまでの補助事業をメニュー化するなど、地方公共団体の自主性・裁量性を向上
 - 2．地方公共団体が各事業への交付金の充当率を決定できるなど、地方公共団体の使い勝手を向上
 - 3．地方公共団体が目標等を設定した計画を作成・公表し、計画期間終了時に事後評価を実施・公表
- といった特色があります。

本制度の対象としては、以下の事業があります。

○既存の補助対象事業

公営住宅・特定優良賃貸住宅（高齢者向け含む）の整備、既設公営住宅の改善、改良住宅・更新住宅等の整備、既設改良住宅の改善、優良建築物等の整備、関連公共施設の整備 など

○地方公共団体独自の提案による事業

（例）民間住宅の耐震改修助成・地域防災施設整備、公営住宅等の駐車場・児童遊園・排水施設等の整備、公営住宅等の周辺道路・緑地・社会福祉施設等の一体的整備、住宅相談・住情報提供、高齢者等居住支援、環境と共生した住まいづくり支援 など

本制度の詳細については、市町村又は都道府県にお問い合わせください。

それぞれの支援制度の中には、一定の適用基準が設けられているものがあることから、支援制度が適用とならない場合もあります。

被災された場合に実際に制度が活用できるかなど、詳細については、各支援制度ごとに記載しているお問い合わせ先にご相談ください。

発行年月 平成18年11月
発行編集 内閣府政策統括官（防災担当）
〒100-8969 東京都千代田区霞が関1-2-2（中央合同庁舎第5号館）
TEL.03-3501-5191 <http://www.bousai.go.jp>

複製可